平成２３年（フ）第１９１６号
大阪市城東区今福東３丁目６番23号―402、住民票上の住所大阪市城東区今福東２丁目10番18―503号
債務者　文野　恵子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９３９号
大阪府門真市末広町34番29―607号
債務者　豊住　廣秀
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９４６号
大阪府守口市高瀬町１丁目９番５－B202号、前住所大阪府寝屋川市上神田１丁目44番26号
債務者　兵頭　志保（旧姓川端）
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９４８号
大阪市住之江区中加賀屋１丁目２番13―202号
債務者　木戸　房子（旧姓常盤・鈴村）
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０４６号
大阪府門真市一番町17番34号
債務者　眞鍋　美和
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０５４号
大阪府守口市藤田町５丁目９番４―301号
債務者　森村　愛子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０６２号
大阪市東淀川区豊新２丁目５番24―413号
債務者　田中　　浩
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０６７号
大阪市東淀川区大桐１丁目17番１―601号
債務者　鈴木　義勝
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０７２号
大阪市北区西天満５丁目２番14―806号
債務者　佐藤　恭林
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９号
北九州市八幡西区星ケ丘６丁目９番11号
債務者　海野　将一
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８５号
北九州市門司区泉ケ丘８番19号
債務者　芳成　洋一
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１１７号
北九州市八幡西区陣原４丁目５番15号　104
債務者　釵木ひろみ
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１３３号
北九州市門司区大久保１丁目13番８―205号
債務者　岩本　　愛
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１９２号
北九州市小倉南区中曽根１丁目８番11号　A―201号
債務者　福倉　敏子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１９８号
福岡県遠賀郡岡垣町百合ケ丘１丁目15番３号
債務者　木村　圭子
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１２５号
北九州市戸畑区小芝３丁目12番４―201号
債務者　田中　達寿
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１２８号
北九州市戸畑区小芝３丁目12番４―201号
債務者　田中　章子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１３２号
熊本市城南町下宮地394番地18
債務者　松田　文子
1　決定年月日時　平成23年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで　熊本地方裁判所民事第１部